

台東区家庭的保育事業等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の17第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)を行う者(以下「事業者」という。)に対して台東区(以下「区」という。)が実施する指導監査について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 指導監査は、福祉関係法令をはじめ労働基準法(昭和22年法律第49号)、消防法(昭和23年法律第186号)等の法令(以下「関係法令」という。)に照らし、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年条例第21号。以下「条例」という。)等の適合状況及び区が別に定める指導監査に係る基準・方針等に対する実施状況等について個別的に詳らかにし、必要な助言・指導又は是正の措置を講ずることにより、家庭的保育事業等の適正な運営と児童の適正な支援を確保することを目的とする。

(基本方針)

第3条 指導監査は、法及び国から発出される通知、「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について(平成27年12月24日付雇児発1224第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」、「児童福祉行政指導監査の実施について(令和7年3月21日付こ成事第175号・こ支総第50号)」等を基本として効果的に実施する。

2 指導監査を適切に実施するため、年度毎に次に掲げる事項を定める。

- (1) 当該年度の重点事項を含む実施方針
- (2) 前号の内容及びこれまでの指導監査結果等を勘案した指導監査実施計画

(対象)

第4条 指導監査の対象は、法第34条の15第2項の規定により認可を受けた次に掲げる事業を区内において行う者とする。

- (1) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (2) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (3) 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
- (4) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(指導監査の基準)

第5条 指導監査項目、関係法令、評価事項等を集約した指導監査基準を別に定める。指導監査基準における評価区分は、別表第1に沿って定める。

(方式)

第6条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

(体制)

第7条 一般指導監査は、係長級以上の職にある者を長とする職員複数名により班を編成する。また、必要に応じて家庭的保育事業等の運営指導所管課の職員に対し立ち合いを求める。

2 特別指導監査は、原則として、副参事級以上の職にある者を長とする職員複数名により班を編成し、副参事級以上の職にある者を除く職員のうち1名以上は、係長級以上の職にある者とする。また、家庭的保育事業等の運営指導所管課の職員に対し立ち合いを求める。

(一般指導監査)

第8条 一般指導監査は、第3条第2項第2号に規定する指導監査実施計画に基づき実施する。

2 一般指導監査は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第35条の4の規定に基づき、原則として、年度ごとに1回以上、対象の事業所において実地により行う。

ただし、当該事業所について、以下のいずれかに該当する場合には、例外的に実地によらず検査させることができる。

(1) 天災その他やむを得ない事由により当該年度内に実地検査を行うことが著しく困難又は不相当と認められる場合

(2) 以下の事項を勘案して実地検査が必ずしも必要でないと認められる場合

ア 前年度の実地検査の結果

イ その事業所を設置してからの年数

事業所を設置してから3年を経過していることを目安とする。

ウ 前年度の実地検査の実施状況(前年度の台東区管内の事業所に対する実地検査の実施率が5割以上であること)

3 一般指導監査は、別表第2に掲げる項目について実施する。

4 一般指導監査を行う場合は、日時、場所、指導監査職員等についてあらかじめ事業者文書で通知する。

5 一般指導監査を行った場合、実施場所において、指導監査結果について事業者に対して講評を行う。

(特別指導監査)

第9条 特別指導監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に、必要に応じて特定の事項について実施する。

- (1) 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき。
 - (2) 一般指導監査による改善が認められないとき。
 - (3) 死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合等、家庭的保育事業等の運営に重大な問題が生じたとき又はその可能性が高いと判断したとき。
- 2 特別指導監査は、その準備から進め方については、一般指導監査に準じ実施する。ただし、第8条第4項の規定にかかわらず、特別指導監査の目的、効果、重要性及び緊急性の状況等を勘案し、特別指導監査の開始時に文書を提示する方法により行うことができる。

(指導監査結果の通知等)

第10条 指導監査職員は、帰庁後速やかに指導監査結果について復命書を作成し、教育委員会事務局次長へ報告する。

2 指導監査結果は、次の各号に掲げる区分に従って、事業者文書で通知する。

- (1) 指導監査にあたっては、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合(軽微なものを除く。)は、当該事項を文書指摘事項とし、改善のための必要な措置をとるべき旨を文書により指導する。

なお、文書指摘事項については、期限を定めて改善報告書の提出を求める。

この場合、改善報告書の提出にあたっては、理事会等における改善措置の検討及び改善状況を確認できる資料又は改善計画書等の提出を求める。

- (2) 福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反し、その程度が軽微である場合又は違反について前号の指摘を行わずとも改善が見込まれる場合は、当該事項を口頭指導事項とし、自主的な是正又は改善を行うよう口頭により指導する。

なお、事業者と指導内容に関する認識を共有することを目的とし、口頭指導事項についても指摘内容を記載した文書を交付するものとするが、改善報告書の提出は不要とする。

- (3) 法令又は通達等の違反は認められないが、運営に資するものと考えられる事項については、当該事項を助言事項とし、口頭により伝達し口頭指摘事項と同様に文書を交付するものとする。

3 指導監査結果については、家庭的保育事業等を利用しようとする者への情報提供に努めるため、個人情報保護に関する法令等により非開示とされる場合を除き、公開に努めるものとする。

(改善勧告等)

第11条 指導監査において、家庭的保育事業等の設備又は運営が条例で定める基準を満たさないとき、かつその運営が著しく適性を欠くと認めたときは、

法第34条の17第3項の規定に基づき、その事業者に対して必要な改善を勧告する。

2 前項の改善勧告に基づく改善措置の内容については、前条第3項の規定を準用する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）評価区分

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反し、その程度が軽微である場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令又は通達等のいずれにも適合する場合は、運営に資するものと考えられる事項については、「助言指導」を行う。

別表第2（第8条第3項関係）一般指導監査項目

項 目
（1）事業所（建物・設備）
（2）諸規程
（3）職員
（4）利用者支援
（5）苦情対応
（6）防災対策
（7）関係機関及び地域との連携
（8）会計経理
（9）予算の編成・執行
（10）決算
（11）その他